

# 農業委員会だより



2014.9 No.18



## 甘さとおいしさ凝縮のメロン 「秋田甘えんぼ」

メロン栽培農家の佐藤昭逸さん（横手市雄物川町）のハウスでは、県農業試験場で育種された「秋田甘えんぼ」「秋田甘えんぼレッド」の栽培が行われています。

果肉が黄緑色の「秋田甘えんぼ」、オレンジ色の「秋田甘えんぼレッド」は、1株から1個の実しか収穫しないため、甘さがぎゅぎゅ詰まった贅沢な逸品。佐藤さんは平成18年から栽培をはじめ、昨年の県種苗交換会では1等賞に輝きました。

6月下旬にまいた種は、7月下旬に開花。撮影時は伸びた蔓を固定する誘引作業の最中で、9月下旬の収穫となります。「生産農家が少ない現状。一緒に作ってくれる方が増えれば」と佐藤さんは話していました。

## 目次

- 農地中間管理機構について…………… 2
- 農業委員紹介…………… 3
- 農地の売買・賃借・転用について…………… 4
- 農業者年金…………… 5
- 農業委員会活動情報…………… 6
- 編集後記…………… 6

農地利用の集積・集約化を進める新たな仕組み

農地中間管理機構を活用しよう

地域農業の中心となる担い手農家へ農地の集積・集約化を進めるため、出し手となる農家から農地を借り受け、担い手農家へ貸し付けを行う農地中間管理機構について、秋田県では「公益社団法人秋田県農業公社」を指定し、4月1日から業務をスタートしています。

当市では、機構の業務の一部を横手市農業再生協議会が受託し、JAが中心となり7月1日から受付業務を開始しました。

機構から農地を借りたい人は、機構が行う借り手の公募に応募する必要があります。なお、今回の公募は11月を予定しております。

また、来年度（今年度分は終了）の機構集積協力金の要望を11月7日（金）まで受付します。下記受付窓口までご相談ください。

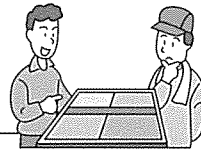
「信頼できる農地の中間的受け皿」として**農地中間管理機構**ができました。

《出し手》… 公的機関だから安心して貸せます

《受け手》… まとまった使いやすい農地が借りられます



機構の活用は地域ぐるみで！



- ・「人・農地プラン」の話合いの中で機構を活用し、地域内の農地利用の再編を進めましょう。
- ・地域で機構にまとまった農地を貸し付けると、地域に協力金が交付！

メリット措置 農地中間管理機構への出し手に対する支援(機構集積協力金)

地域に対する支援 (地域集積協力金)

地域における話合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。  
※農地中間管理機構への貸付けは、原則として10年以上です。

【機構への貸付割合：交付単価】

2割超5割以下	:2.0万円/10a
5割超8割以下	:2.8万円/10a
8割超	:3.6万円/10a

※27年度までの交付単価

個々の出し手に対する支援

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

経営転換協力金

【貸付等を行う面積：交付単価】

0.5ha以下	:30万円/戸
0.5ha超2ha以下	:50万円/戸
2ha超	:70万円/戸

【交付対象者】

- 機構へ自作地を貸し付けた農業者等
- ・経営転換する農業者
  - ・リタイアする農業者
  - ・農地の相続人

耕作者集積協力金

【交付単価】

2万円/10a

※27年度までの交付単価

【交付対象者】

- 機構の借受農地に隣接する農地を機構へ貸付けた農業者等

受付窓口：JA本店担い手支援室（電話35-2632）、JA各総合支店営農資材課 または、市役所農業政策課（電話32-2112）、各地域局産業建設課



**農地中間管理事業における  
農業委員の役割とは  
農業委員研修会開催**

6月14日、農業委員会総会終了後に南庁舎講堂で、農業委員研修会が行われました。

研修のテーマは農地の集積・利用を推進するため新たに創設された農地中間管理事業。秋田県農地中間管理機構に指定されている公益社団法人秋田県農業公社より3名の講師を迎え、事業内容の詳細と農地の出し手と受け手の調整など事業における農業委員の係わり方について、理解を深めました。

**農業や農地に関することは  
農業委員にご相談ください**

農業委員は農業者の代表として、農地の売買や貸し借り、転用、相続、経営規模の拡大、農業者年金などに関する相談に応じます。

秘密は守りますので、各地区の担当委員にお気軽にご相談ください。



佐藤 忠太郎 (横手)

〔新農業委員紹介〕  
平成26年8月1日付けて秋田ふるさと農業協同組合の推薦委員として次のとおり就任しました。

【各地区の担当農業委員】

担当地区		氏名	担当地区		氏名
横手	境町	近江谷 久雄	雄物川	里見・福地	佐々木 善一
	朝倉	小野 正伸		大沢	佐々木 正男
	金沢	小原 重夫		沼館	吉田 和儀
	境町	鎌田 進		館合・沼館	吉田 茂
	黒川	菊谷 篤	福地	渡邊 良一	
	横手	高瀬 俊作	大森	上溝・猿田	斉藤 繁
	栄	高橋 孝次		松田・板井田	佐藤 仁
	旭	松井 長助		十日町・袴形	田口 元
	旭	佐藤 忠太郎		大森	丹波 賢太郎
増田	西成瀬	岩谷 寛	十文字	八沢木・坂部	長谷山 厚成
	増田	高橋 せつ		十文字	伊藤 亨
	増田	千葉 肇		睦合	齋藤 和夫
	亀田	平良木 保		三重	佐々木 茂晴
平鹿	吉田	飯野 正和	山内	睦合	菅原 孝一
	醍醐	泉 満廣		植田	丹 健一
	浅舞	佐々木 喜太郎		相野々・下平野沢・上平野沢・筏	小野寺 稲子
	醍醐	佐藤 勇		大松川・小松川・黒沢・南郷・三又	高橋 幸子
	醍醐	佐藤 紘藏	大雄	大沢・土淵・駅前・軽井沢	野中 長一
	醍醐	佐藤 義雄		田根森	岡根 弘幸
	浅舞	菅原 一太郎		阿気	奥山 道子
	浅舞	高橋 昭		阿気	小松 高義
雄物川	吉田	藤原 博	阿気	佐々木 秀一	
	館合・大沢・谷地	近江 清廣	田根森・田村	戸田 賢隆	
	里見	木村 由美子			

# 農地の売買・貸し借り・転用は許可が必要です

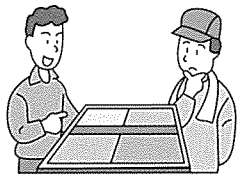
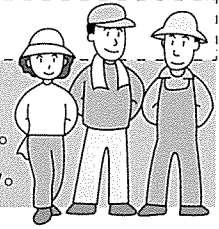
農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、**農業委員会の許可が必要です。**

自分の農地でも**許可を受けずに売買、転用することはできません**ので、ご注意ください。

## ●耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合

**農地法第3条による許可申請が必要です。**

農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方が、本庁または地域局産業建設課に申請します。  
農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上なければ許可されません。



## ●農地の貸し借りを都合により解約する場合

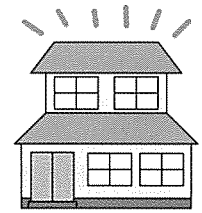
農業委員会を通して貸借契約している農地を解約した場合、**合意解約書の届出が必要です。**

賃貸している方、賃借している方の双方が、本庁または地域局産業振興課に届出します。**解約には互いの合意が必要です。**

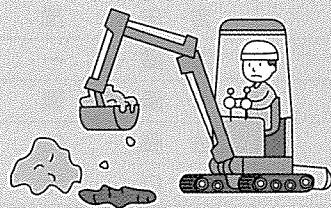
## ●自分の農地や他人の農地に家を建てる場合

それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は本庁または地域局産業建設課に申請します。

申請地が**横手市農業振興地域整備計画の農用地区域**の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要です。詳細は本庁または地域局産業建設課にご確認ください。



## ●許可を受けずに転用した場合



許可を受けずに無断で農地を転用した場合、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。懲役または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなり、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状回復しなくてはならない場合があります。

## 申請は下記の期日まで

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は原則下記のとおりです。  
締切日まで提出のあった申請は翌日総会（毎月15日頃）に上程されます。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地法第3条に規定する農地の権利移動（売買、贈与、貸借など）	毎月25日	総会終了後1週間以内
農地法第4条及び5条に規定する農地の転用		総会終了後の月末
農地経営基盤強化促進法に規定する農地の権利移動（利用権設定、県公社売買）	毎月20日	告示日（総会終了の翌日頃）後、1週間以内

## 農業委員会へのお問い合わせは

本庁（横手市役所条里南庁舎内）	電話 35-2172	大森地域局農業委員会担当	電話 26-2116
増田地域局農業委員会担当	電話 45-5515	十文字地域局農業委員会担当	電話 42-5119
平鹿地域局農業委員会担当	電話 24-1118	山内地域局農業委員会担当	電話 53-2934
雄物川地域局農業委員会担当	電話 22-2187	大雄地域局農業委員会担当	電話 52-3913

※本庁の農業委員会事務局は平成26年4月1日より横手市役所条里南庁舎へ移転しました。  
各地域局の農業委員会担当は産業建設課内にあります。

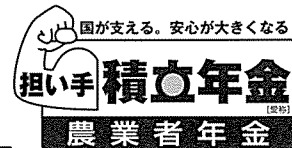
# あなたの老後生活をサポート 農業者年金に加入しませんか

## 【農業者年金の加入資格】

次の3つの要件を全てクリアしていれば、農業者年金に加入できます。

### ①国民年金の第1号被保険者

(国民年金保険料納付免除者除く)



### ②年間60日以上農業に従事している方

### ③20歳以上60歳未満の方

## 【農業者年金の特徴】

### ① 積立方式で安心

自ら積み立てた保険料とその運用益に応じて将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金ですので、年金額は加入者や受給者数に左右されません。

### ② 保険料は自由に選択

保険料はご自身の生活設計に合わせて月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で自由に選択でき、経営状況に応じていつでも見直すことができます。

### ③ 税制面の優遇措置

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

### ④ 80歳まで保証の終身年金

年金は生涯受け取ることができます。加入者や受給者が80歳前になくなった場合でも、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受給できます。

### ⑤ 保険料の国庫補助 (政策支援)

認定農業者で青色申告している方など一定の要件を満たす担い手には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

農業者年金への加入申込みや  
お問い合わせについては、  
お近くのJA又は農業委員会へ

# 農業委員会活動情報

## 農地の利用は適切に 農地パトロールを実施しています

農業委員会では、農地の利用状況を把握するため、農地パトロールを実施しています。

農地が適切かつ有効に利用されているか、耕作放棄地や無断転用している農地はないかなどを監視して解消に取り組んでいますので、市民の皆様からも地区農業委員や農業委員会事務局への情報提供をお願いします。



農地パトロールの様子

## 牛とふれあい命の大切さ学ぶ 小学生が乳搾り体験



千葉委員の指導で児童が搾乳体験

十文字町の睦合小学校で6月30日、農業委員の千葉肇さんのアドバイスを受けて児童が乳搾りに挑戦しました。

校舎前に千葉さんが飼育している乳牛が運ばれ、牛の特徴をクイズ形式で紹介した後、いよいよ乳搾りを体験。児童は700キロもある牛の大きさに驚いた様子で、最初はこわごわと手を伸ばしていましたが、上手に搾ることができると笑顔があふれました。

この日は乳搾りのほか、生後間もない子牛とのふれあいやバター作りも行われ、児童にとって酪農を身近に感じることができた貴重な一日となりました。

# 全国農業新聞



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月 600円
- 申込 各地域局産業建設課又は農業委員会事務局まで!!

## 全国農業新聞を読んでみませんか!!

### 農家の経営とくらし役立つ情報 (週刊新聞)をお届けします。

まとめて読める! 週刊紙  
分かりやすい農業・農政の解説  
知りたい経営・流通の最新情報が満載  
くらしと地域に活力を  
新規就農者・女性の元気を応援

### 編集後記

農地中間管理機構(農地集積バンク)を都道府県段階に整備する法律が昨年12月に成立し、7月から「受け手」の募集が始まりました。高齢による農業経営リタイアや農地の受け手がいないために発生する耕作放棄地の防止と解消、分散している農地を集積・集約化による生産性の向上を図り、担い手为中心的な役割を担う農業構造の実現を目指すものです。

しかし、本年度から米の直接支払交付金が半減、5年後には生産調整の実質廃止、秋に本格化されるTPP交渉など、農業を取り巻く環境は厳しく危機的状況にあります。さらに、本年度、超早場米の概算金は過剰在庫等を背景に、販売環境の悪化で大幅下落、まもなく発表されるあきたこまちは...

国は農林水産業を成長産業化し所得倍増を掲げ、農村を守り、さらには食料自給率の向上を目指しています。生産現場の声を十分に反映させ、諸政策と一体的に推進し、農業経営が可能となる環境整備を進めてほしいものです。

情報策定委員

大森地区 田口 元